

# 公益社団法人福岡県水難救済会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人福岡県水難救済会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を福岡県福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 本会は、福岡県沿岸における水難による人命、船舶及び積荷を救済し、もって海上産業の発展と海上交通の安全確保に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、公益社団法人日本水難救済会と密接な連絡のもとに、次の事業を行う。

- (1) 救難所の設置及び運営に関すること。
- (2) 水難救済に従事する者の訓練及び教育に関すること。
- (3) 水難救済に従事した者の報奨に関すること。
- (4) 水難救済に要する資器材の調達に関すること。
- (5) 水難に従事し災害を受けた者又はその遺族の扶助に関すること。
- (6) 水難救済に功労のあった者の表彰に関すること。
- (7) 水難救済に関する調査研究に関すること。
- (8) 水難救済思想の普及に関すること。
- (9) 事業推進のための寄附金の募集に関すること。
- (10) 災害発生時における救援に関すること。
- (11) 前各号のほか、本会の目的を達成するために必要な事業。

2 前項第1号から第11号までの事業は、福岡県において行うものとする。

(記章)

第5条 本会の記章は、公益社団法人日本水難救済会の定める白地に赤の浮環を使用する。

## 第3章 会員

(種別)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・一般財団法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した1号正会員（正会員として入会した水難救済事業を行う救難所）及び2号正会員（1号正会員以外の者であって正会員として入会した個人又は団体）
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した地方公共団体
- (4) 特別会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で、総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員、賛助会員又は特別賛助会員として入会する者は、理事会の議決を経て会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。
- 3 団体たる会員にあっては、団体の代表者として本会に対してその権利を行使するもの（1人に限る。以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。
- 4 指定代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

（会 費）

第 8 条 正会員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員及び特別賛助会員は、賛助会費又は特別賛助会費を納入しなければならない。

（会員の資格喪失）

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総正会員が同意したとき。

（任意退会）

第 10 条 正会員、賛助会員及び特別賛助会員は、理事会の議決を経て、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除 名）

第 11 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において正会員の3分の2以上の決議に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為をしたとき。

（抛出金品の不返還）

第 12 条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 総 会

（種 別）

第 13 条 本会の総会は、定時総会と臨時総会とする。

（構 成）

第 14 条 総会は正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・一般財団法上の社員総会とする。

（権 限）

第 15 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分

(招 集)

第 16 条 定時総会は、毎年1回 5月に開催する。

2 臨時総会は、次の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集手続)

第 17 条 総会を招集する場合には、理事会は次の事項を決議しなければならない。

(1) 総会の日時及び場所

(2) 総会の議題

ただし、役員等の選任、役員等の報酬、事業の全部の譲渡、定款の変更、合併のいずれかが議題であるときは、その議案の概要を付すこと。

(3) 議決権代理行使

総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席正会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、この正会員は出席したものとみなす。

2 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

(招集通知)

第 18 条 理事は、総会の日前の1週間前までに書面によりその通知を発しなければならない。

2 書面表決を予定している場合は、次の書類を交付しなければならない。

(1) 総会参考書類（議案及び参考事項）

(2) 議決権行使書（各議題の賛否、議決権行使期限、正会員名を記載する。）

(議 長)

第 19 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 20 条 総会における議決権は、正会員1名（団体にあつては1団体）につき1個とする。

(決 議)

第 21 条 総会の決議は、法令又はこの定款の定めがある場合を除き、全会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、全正会員の半数以上であつて、全正会員の議決権の3分の2に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 定款の変更

(3) 解散

(4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第5章 役員

(役員の種類及び定数)

第23条 本会に次の役員を置く。

(1) 理事 20名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を会長とし、6名以内を副会長、1名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般社団・一般財団法人法上の代表理事とし、副会長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議により選任する。

2 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、会長を補佐する。

常務理事は、会長及び副会長を補佐し、理事会において別に別に定めるところにより、本会の業務を分担する。

3 会長、副会長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をしなければならない。

3 監事は、理事が不正の行為を若しくはその行為をするおそれがあると認める場合又法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合は、これを総会及び理事会に総会に報告しなければならない。

4 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求することができる。

(役員任期)

第27条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任した後も新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を執行するために必要な費用を支払うことができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員報酬等及び費用に関する

規則による。

(顧問)

第 30 条 本会に、顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、理事会の同意を得て、学識経験者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べ又は会議に出席して意見を述べることができる。

4 顧問には、第 27 条第 1 項、第 28 条及び第 29 条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務執行の監督

(3) 会長、副会長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 33 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 34 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 35 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 36 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 38 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 39 条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込を記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置き、

一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告、決算及び公益目的取得財産残額の算定)

第 40 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表、正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の供覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の供覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条に基づき、事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 42 条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 43 条 本会が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を継承する法人が公益法人であるときは除く。）には、総会の決議を経て公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 44 条 本会が精算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

(設 置 等)

第 45 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局の職員は、会長が任命する。ただし、事務局長の任免は、理事会の承認を得て行うものとする。

4 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。  
(備付け帳簿及び書類)

第 46 条 主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えて置かなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 事業計画及び予算に関する書類

(5) 事業報告及び決算に関する書類

(6) 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表

(7) 許可、認可等及び登記に関する書類

(8) 定款に定める機関の議事に関する書類

(9) 理事及び監事の履歴書

(10) 職員の名簿及び履歴書

(11) その他の必要な帳簿及び書類

2 前号第 1 号から第 6 号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければ成らない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第 47 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、福岡県において発行する西日本新聞に掲載する方法による。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会の最初の会長は、井手善来 とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立を行ったときは、第 37 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。